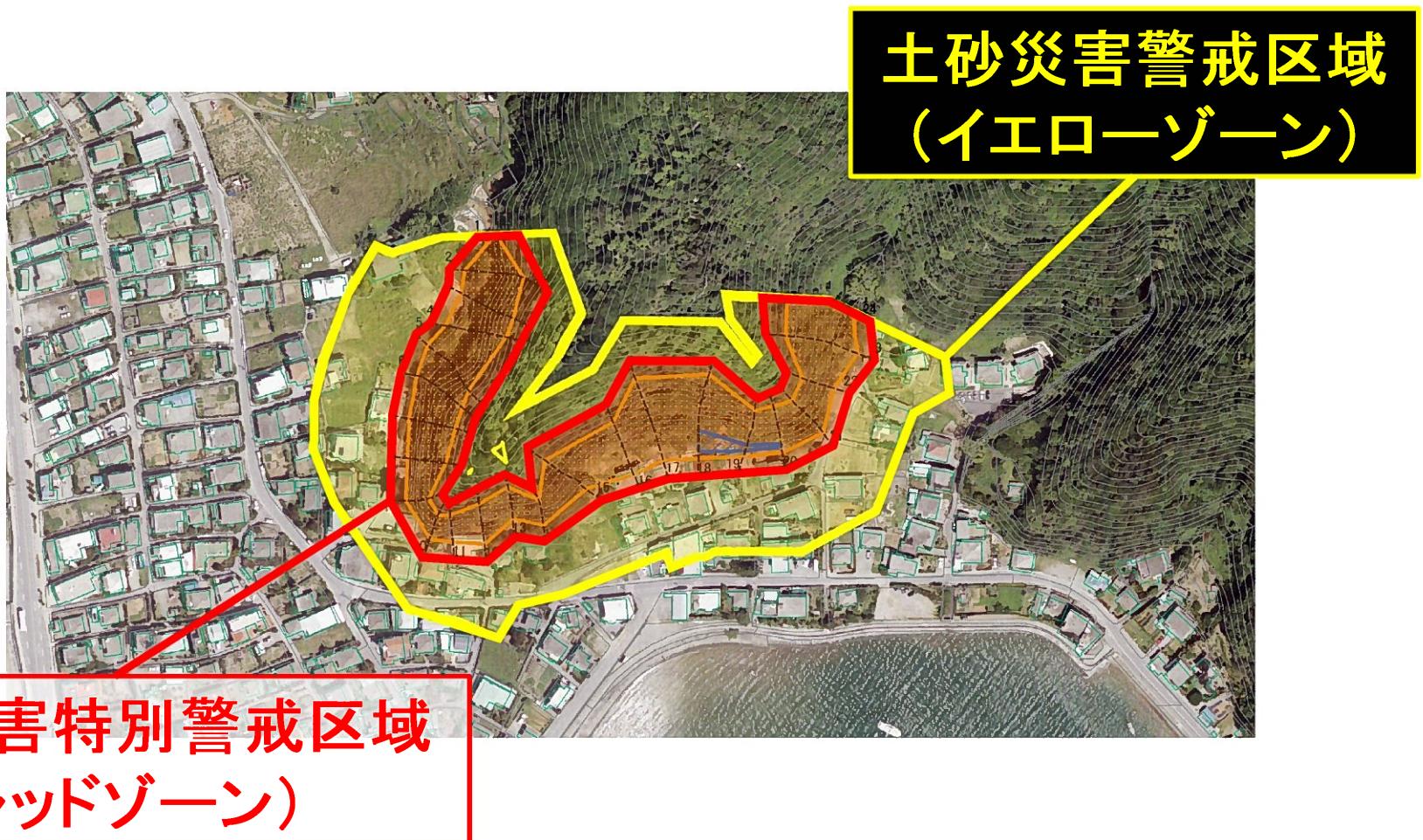


- ・ 土砂災害（特別）警戒区域について



警戒区域（イエローゾーン）に指定されると

○避難体制の整備として

- 1) 市町村地域防災計画への記載
- 2) 土砂災害ハザードマップによる周知徹底
- 3) 要配慮者施設の避難確保計画の作成・避難訓練の実施の義務

○宅地建物取引での措置として

- 1) 警戒区域である旨、宅建業者には、重要事項説明義務がある

市町村・施設管理者の役割

特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると

○イエローゾーンの施策に加え、規制等の措置として

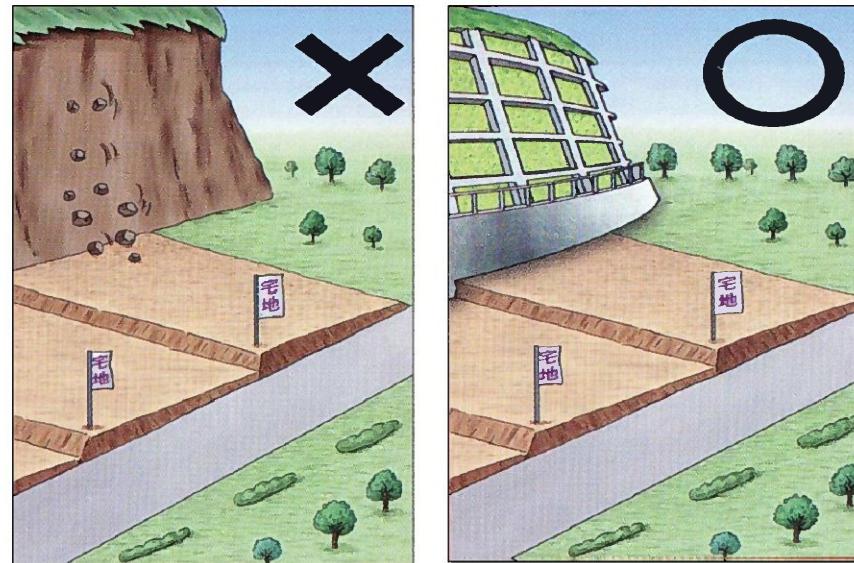
- 1) 特定開発行為の許可制
- 2) 建築物の構造規制
- 3) 建築物の移転勧告

沖縄県の役割

特別警戒区域（レッドゾーン）
に指定されると

1) 特定開発行為の許可制

- ・宅地分譲・社会福祉施設などの建築のための開発行為は許可制となり、
土砂災害防止対策がなされているか県が審査する。



特別警戒区域（レッドゾーン）
に指定されると

2) 建築物の構造規制

- 居室のある建築物の構造が土石等の力に対して安全かを審査する。



土石の高さ以下はRC構造



土石の力に耐える耐力壁



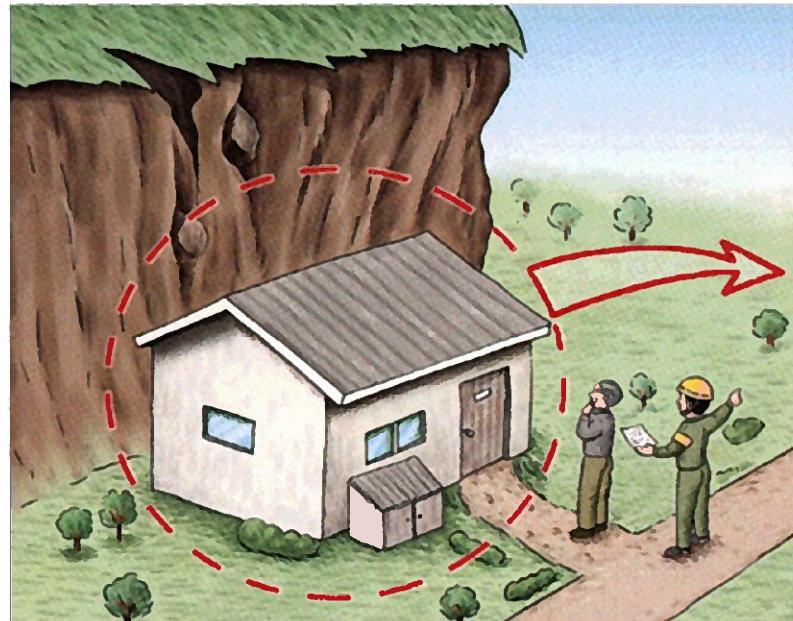
基礎と壁は一体構造



特別警戒区域（レッドゾーン）
に指定されると

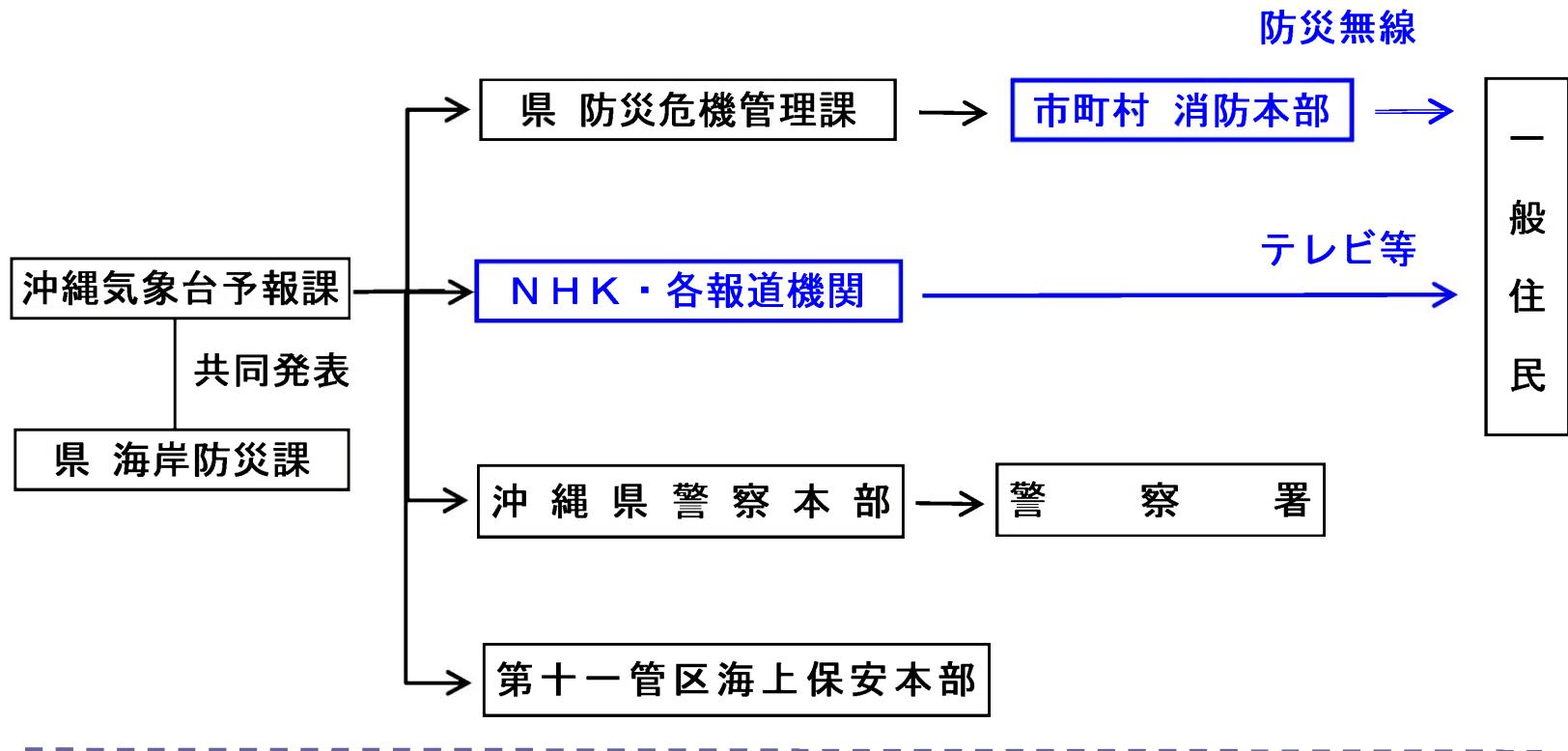
3) 建築物の移転勧告

- 著しい危害が生ずるおそれが大きいと認める建物の居住者に、移転等の勧告がなされる場合がある。



- * 1 移転勧告は明らかに危害が急迫している場合に行う。
強制ではない。
- * 2 被移転勧告者へ沖縄振興開発金融公庫の融資がある。
(融資金利の優遇措置あり)

土砂災害警戒情報（沖縄県地域防災計画から抜粋）



* 1 防災無線 …「〇〇市町村に土砂災害警戒情報が発表されました。警戒が必要です」

* 2 土砂災害警戒情報（テレビ等）…【速報】土砂災害警戒情報 警戒対象地域 〇〇市町村

今後のスケジュール(予定)

住民への周知(11月1日～11月30)



県庁 海岸防災課へ
報告



県知事より伊是名村長へ
区域指定の意見照会



伊是名村長より県知事へ
意見の回答



区域の指定の告示
沖縄県公報へ記載



土砂災害警戒区域等の指定